

# 千葉県がん診療連携協力病院指定要綱

## 第1 目的

この要綱は、専門的ながん診療機能の充実を図るため、特定の部位において、がん診療連携拠点病院に準じる診療機能を有する病院を千葉県がん診療連携協力病院（以下「協力病院」という。）として指定することにより、千葉県におけるがん医療水準の向上を図るとともに、県民に安心かつ適切ながん医療を提供することを目的とする。

## 第2 用語の定義

この要綱において「協力病院」とは、第3により、千葉県知事（以下「知事」という。）が指定した病院をいう。

## 第3 指定等

1 知事は、千葉県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院から、以下の要件をすべて満たすものについて、協力病院として指定する。

（1）指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、別途定める「千葉県がん診療連携協力病院新規指定（指定更新）申請書」を知事に提出していること。

（2）第4で定める指定要件のうち、「1 学会の認定施設等」の要件を満たしていること。  
なお、指定後は、1年以内に第4で定める指定要件のうち、「2 化学療法の提供体制」から「7 敷地内禁煙等」までのすべての要件を満たし、この要綱の規定を遵守すること。

（3）「千葉県がん診療連携協力病院選定協議会」の意見を踏まえ、千葉県が適当と認めるもの。

2 知事は、指定を行った場合、別途定める「千葉県がん診療連携協力病院指定通知書」により、開設者に対し、その旨を通知する。

3 知事は、協力病院が指定要件を満たさないと判断されるとき、又は開設者から申し出があったときは指定を取り消すことができる。

- 4 協力病院の指定期間は4年以内とする。ただし、再指定を妨げない。
- 5 協力病院がその指定期間の満了前に「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成26年1月10日健発0110第7号厚生労働省健康局長通知の別添）Iで規定するがん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院の指定を受けたときは、その指定日をもって協力病院の指定は、効力を失うものとする。
- 6 協力病院は、別途定める「現況報告書」を、毎年1回、指定する期日まで知事に提出すること。  
なお、その現況報告書の情報は、千葉県ホームページに掲載する。

#### 第4 指定要件

##### 1 学会の認定施設等

診療機能の評価として、我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下、「5大がん」という。）及び子宮がんに係る以下の（1）から（5）の条件を1つでも満たし、がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。

なお、学会の認定施設等の基準を満たさなくなった場合は、速やかに報告すること。

- （1）肺がんについては、日本呼吸器学会専門医制度規則の認定施設及び呼吸器外科専門医合同委員会呼吸器外科専門医制度規則の基幹施設であり、かつ放射線治療を実施すること。
- （2）胃がん及び大腸がんについては、日本消化器外科学会専門医制度規則指定修練施設認定施行細則の認定施設であること。
- （3）肝がんについては、日本肝臓学会肝臓専門医制度規則の認定施設及び日本肝胆膵外科学会高度技能医制度規則の修練施設（B）であること。
- （4）乳がんについては、日本乳癌学会認定医・専門医制度規則施設認定施行細則の認定施設であり、かつ放射線治療を実施すること。
- （5）子宮がんについては、日本婦人科腫瘍学会専門医制度規則指定修練施設認定施行細則の指定修練認定施設であり、かつ放射線治療を実施すること。

## 2 化学療法の提供体制

指定を受けた部位について、化学療法のレジメン（治療内容）を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。

また、当該委員会で登録・許可された投与計画に基づき、化学療法を実施するよう努めること。

## 3 緩和ケアの提供体制

緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。

なお、緩和ケアチームの構成員として、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する専従又は専任医師が1人以上、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する専任医師が1人以上、緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の専従看護師が1人以上、緩和ケアチームに協力する薬剤師及び医療心理に携わる者がそれぞれ1人以上いることが望ましい。

また、緩和ケアチームの構成員は、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会を受けていることが望ましい。

なお、専従とは当該業務に8割以上従事しており、専任とは当該業務に5割以上従事していること。

## 4 地域連携クリティカルパスの整備等

5大がん及び子宮がんの中から千葉県から指定を受けたがんについて、地域連携クリティカルパス（がん診療連携協力病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。）を整備し、地域の医療機関と連携すること。

## 5 相談支援体制

院内のがん患者及びその家族からのがんに関する相談支援を行う機能を有する部門を設置すること。

なお、院内で相談支援を受けられる旨について積極的に広報すること。

## 6 情報公開

千葉県ホームページの「ちば医療なび」への登録など、県民に対して診療機能、診療実績等の情報を公開すること。

## 7 敷地内禁煙等

敷地内禁煙の実施等のたばこ対策を積極的に取り組んでいること。

## 第5 千葉県への協力

協力病院は、千葉県が実施するがん対策事業について協力すること。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月20日より施行する。
- 2 この要綱の施行後、一定期間（2年程度）を経て、必要がある場合は、要綱改正を行う。

### 附 則

この要綱は、平成27年1月5日より施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年3月31日より施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月30日より施行する。
- 2 この要綱の施行日の時点で、改正前の要綱に基づき協力病院の指定を受けている医療機関については、平成29年3月末日までの間に限り、協力病院として指定を受けているものとみなす。

### 附 則

この要綱は、平成28年3月31日より施行する。